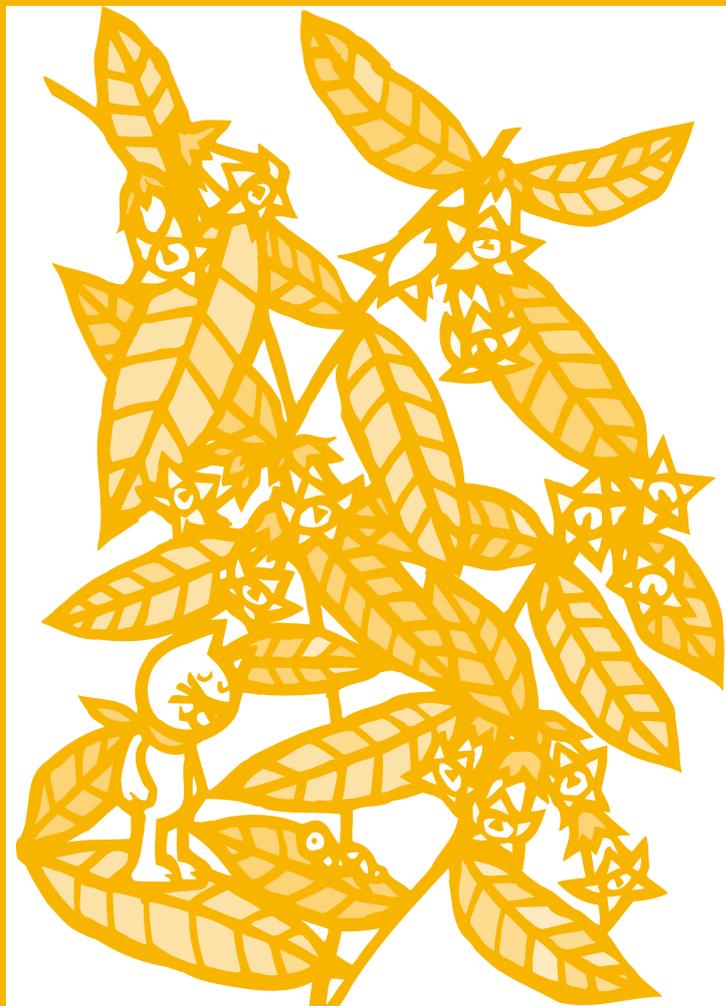




広報



花ごよみ／イワナシ(ツツジ科)ピンクの小さな花はうつむき加減に咲いていて見逃してしまいそうです。多賀ではイバナシとよばれ、初夏に梨に似た甘酸っぱい実をつけます

東日本大震災義援金受付窓口を開設しました

2011年3月11日、東北・三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、広範な地域で甚大な被害が出ています。

多賀町では、こうした状況を受け下記の窓口で義援金を募集します。皆様のご協力をよろしく申し上げます。なお、集められた義援金は、中央共同募金等を通じて被災地にお届けする予定です。

- 受付窓口**
- 1 多賀町役場 総務課 (有)2-2001 (電)48-8111
 - 2 多賀町社会福祉協議会(多賀町福祉保健センターふれあいの郷内) (有)2-2039 (電)48-8127

受付時間 8:30～17:15(月～金) ※土曜・日曜・祝日除く

その他 上記以外の時間帯および土曜・日曜・祝日は、役場宿直室で受け付けております。

多賀町東日本大震災義援金へのお問い合わせ

多賀町役場 総務課 (有)2-2001 (電)48-8111

■もくじ	国民健康保険について	13
まちの話題	育英資金奨学生募集	14
福祉医療助成制度	住所変更の届け出・消防	15
民児協だより・児童扶養手当	体験観光・農業委員会だより	16
町長への手紙	けんこう	17
狂犬病予防	人権教育推進	18
新しい組織体制	湖東定住自立圏・子育てちよこっと情報	19
J-ALERT	あけぼのパーク多賀	20
人間ドック	スポーツ	24
保険料の仮徴収がはじまります	おしらせ	25

農山村を考えるつどい

多賀の農業・農山村を考えるつどい開催

多賀町ならびに多賀町農業委員会主催の「第22回多賀の農業・農山村を考えるつどい」を、2月27日に中央公民館で開催しました。200人以上の方々に参加していただきました。

今回は、町内の身近な方々の実践活動を中心に発表と講演をいただきました。発表としては、ソバの栽培をおこなったがシカによる被害で収穫できなかったことから、大滝小学校3年生の児童が取り組んだ「ソバ栽培と環境学習から学んだもの」と題した獣害対策のための校舎周辺の環境点検の取り組みの発表。

次に、八重練区長の大森隆雄さんからは「元気な地域をつくる第一歩～意見交換をととした地域づくり～」と題し、県のモデル地域となり八重練

地区が実施した農村地域再生事業を通じての都市住民との交流の取り組みや成果などについて発表。また、講演では、約20年前に町内初の直売所「きまぐれ市」を木曾に開設され、現在は、農産物生産者と各地で野菜の直売活動や、地産地消にむけ地域の食材を地元の方々に提供されている木曾の西澤章さんに「地産地消をめざした直売所の取り組み!」と題し、町内で展開されている幅広い活動での苦労話など笑いを交えた語りで講演をいただきました。

ご参加された皆さんからのアンケートには、あきらめないで前向きに獣害対策に取り組んでいる大滝小学校の子どもたちへの激励など含めた応援メッセージや、八重練地区の発

表について「地域の活動は地域ぐるみで話し合うことが重要」「地域内にはやはりリーダーが必要で人材育成が重要であることを気づかされました」、また西澤さんの講演では、「やればできると思った」「軽トラ市もおもしろい取り組みだと気づかされた」など、身近に感じられる取り組み事例であり心に響いた感想が多く寄せられました。こういったつどいを契機として、農林業に係わる皆さんや広く町民の皆さんが、これからの多賀の農山村がキラリと光るための取り組みのヒントを得ていただいたり、参考にさせていただき本町農林業の振興が図れますよう町民の皆さんとともに考えてまいりたいと思います。



スポーツ少年団

多賀町スポーツ少年団保護者・指導者研修会が開催されました

多賀町スポーツ少年団主催の「第12回保護者・指導者研修会」が、1月23日に中央公民館で開催されました。

研修会では、『指導者と保護者と子どもの関係のあり方～子どもたちが育つ環境づくりをめざして～』と題して、東近江市教育研究所の清水一範さんの講演があり、指導者は子どもに合う指導例や指導者としての心構

えを、保護者は子どもへの接し方や保護者の役割を、子どもたちはスポーツをする上で目標の立て方などについて学ばれました。



環境のつどい

環境基本条例について学びました!「環境のつどい」開催

3月13日に多賀町中央公民館大ホールにて、「環境のつどい」を開催し、70人の方に参加していただきました。

まず多賀町環境基本条例策定委員長の高橋進さんより、今回条例を作成する上でポイントに置いた点について、具体的な事例もあげながら説明をしていただきました。また、より多くの人の意見を集め、町外から関わる人も含めた皆で、今後も多賀の環境を守っていききたいという熱い思いを参加者の皆さんに伝えていただきました。

次に、講演会では、びわ湖の水と地域の環境を守る会代表の松沢松治先生から、「漁師から見たびわ湖の古今」とのテーマで講演がおこなわれました。かつては琵琶湖で多く取れた貝やシジミが取れなくなった経過説明

や、子どもたちの体験を重視した川での清掃活動・環境学習などといった地道な取り組み事例などを紹介されました。松沢先生は、野洲市の環境基本計画づくりにも漁師の立場から深く関わってこられ、今後は多賀町においても環境基本条例を上手に活用してもらいたいとアドバイスをいただきました。

「多賀町環境基本条例」では、自然の宝庫とも言われるこの多賀町を受け継ぎ、四季の移り変わりが変動しつつある今“私たちに何ができるか”を考え、そして実行に移

し、次代に引き継いでいく共同意識づくりをめざしています。安心して暮らせるまちをめざすには、住民・企業・行政・地域が力を合わせて環境を守る意識が必要不可欠と考えています。この環境基本条例の理念に基づき、具体的な計画を作り、各種取り組みを実施していきますので、今後とも皆さんのご協力をお願いします。



もんぜん亭

もんぜん食堂オープン!

もんぜん亭にて新しい企画として3月3日から「もんぜん食堂」をオープンしました。

もんぜん食堂は、シルバー人材センターの会員さんの協力のもと、「地産地消」を基本に町内で採れたお米や野菜を心をこめて調理され、毎月1回昼食の提供をおこなうものです。

この食堂は、町内にお住まいの高齢者の方々にもお越しいただき、あたたかい室内の中でおしゃべりしながら楽しいひとときを過ごしていただきたいという思いからスタートしました。

今回は、おひなまつりに合わせて、室内にお雛さまを飾り、ちらし寿司や

お吸い物、小鉢といったメニューをご用意させていただき、たくさんの方にお越しいただくことができました。

今後、予約制で毎月第3金曜日の11時30分からおこなってまいりますのでみなさん、楽しいお食事でもいかがでしょうか?



税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

平成23年4月1日から

小学校卒業までの医療費完全無料化!

～福祉医療費助成制度が拡大されました～

多賀町では、平成23年4月診療分から福祉医療費助成制度の見直しをおこないました。これまでは0歳から就学前(小学校入学)までの医療費を無料としておりましたが、4月からは小学校卒業までに拡大することとなりました。

新しい制度対象者の保護者の方には、3月に通知書を送付し、申請書の受付、受給券の交付をおこなっておりますが、申請書の提出がまだお済みでない方は、役場税務住民課窓口へお越しください。



福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp



-心のふれあいをたいせつに-

たが民児協だより 民生委員・児童委員

子どもたちへの声かけと見守りを!!

新しい制服姿の児童・生徒の姿を目にする季節になりました。希望にあふれる子どもたちの姿は、私たち大人の希望でもあるように感じます。



私たち民生委員児童委員は、子どもたちを事故などから守るため、またふれあいのきっかけとなるよう小中学校児童・生徒の登下校時の声かけ・見守り活動を各委員のできる範囲でおこなっています。

地域の「おっちゃん」「おばちゃん」として、子どもたちが健やかに育ってくれることを願い見守っていきたくと思っています。

地域の皆さんも声かけや見守りなど、子どもたちの安心と安全を守るため、ご協力をお願いします。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

児童扶養手当 手当額改定のお知らせ

平成23年4月分より、児童扶養手当の額が改定されますのでお知らせします。

月分	手当月額(全額支給)	手当月額(一部支給)
平成23年3月まで	41,720円	41,720円から9,850円
平成23年4月から	41,550円	41,540円から9,810円

※児童扶養手当は、父母の離婚等によりひとりて児童を養育している方や、父母のうちどちらかが身体などに重度の障がいがある、児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。支給要件や所得制限がありますので、詳しいことは福祉保健課までお尋ねください。

『あなたの声』をお聞かせください!

町長への手紙

このページの裏面に、町政に対する町民の皆さんのご意見、アイデアや提案などをご記入ください。キリトリ線に沿って切り、封筒をつくってポストに投かんしてください。

町民の皆さんの声を、できるだけ町政に反映しようと、『町長への手紙』を実施します。

よりよい町づくりをすすめていくために、日ごろから皆さんが考えること、感じていることなどを、町長までお送りください。

裏面にあなたのご意見やご提案をご記入いただき、ご投かんください。切手は不要です。(必ず住所、氏名、年齢、性別、電話番号をご記入ください。氏名等の個人情報を公開することはありません。)

皆さんからいただいた貴重なご提案、ご意見は、「広報

たが』を通じて回答とともに掲載していきたいと考えています。差し出し有効期限は平成24年4月30日までです。

また、有線ファックスや、Eメールでの投稿もお待ちしています。

『町長への手紙』E-メール

tegami@town.taga.lg.jp

お問い合わせ

企画課

(有)2-2018 (電)48-8122

kikaku@town.taga.lg.jp

(の り し ろ)

キ——リ——ト——リ

料金受取人払郵便

彦根支店承認

853

差出有効期限
平成24年4月
30日まで
(切手不要)

5 2 2 - 8 7 9 0

多賀町役場内

多 賀 町 長 行

(受取人) 犬上郡多賀町多賀三三四番地

住所	
氏名	ふりがな

キ——リ——ト——リ

(の り し ろ)

総務課 (有)2-2001 (電)48-8120 soumu@town.taga.lg.jp

全国瞬時警報システム(J-ALERT) 運用開始について



多賀町では、平成23年4月1日(金)から、有線放送を活用した全国瞬時警報システム(J-ALERT(ジェイアラート))の運用を開始します。

全国瞬時警報システムとは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、役場で受信すると

もに、有線放送の緊急放送を自動起動することにより、各ご家庭に設置してある有線放送のスピーカーから、緊急情報を伝達するシステムです。

すばやく情報を伝達することによって、早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減につながることを期待されます。

放送される内容

多賀町において放送する内容は、現在のところ次の情報です。

- 緊急地震速報
- 弾道ミサイル情報
- 航空攻撃情報

- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - 大規模テロ情報
 - そのほかの国民保護情報
- そのほかの情報の放送については、今後検討します。

放送例

緊急地震速報

ブザー音 4回。「大地震です。大地震です。」(3回繰り返し)

弾道ミサイル情報

サイレン 14秒吹鳴。「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域内に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)

航空攻撃情報

サイレン 14秒吹鳴。「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域内に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)

ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

サイレン 14秒吹鳴。「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域内にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)

大規模テロ情報

サイレン 14秒吹鳴。「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域内にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(3回繰り返し)

注意事項

これらの情報は、自動的に放送されるシステムのため真夜中でも放送されます。

また、このシステムは、国のコンピュータが、人の手を介さず自動的に発信するシステムのため誤報の可能性があります。その場合は、誤報であることをお知らせする放送が流れます。

緊急地震情報の場合、震源が近い時や直下型地震の場合は、放送が間に合わないことがあります。

また、訓練や、機器の調整のため試験放送を行う場合があります。この場合は、訓練放送として放送します。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険にご加入の方 一度、人間ドックを受けてみませんか?

多賀町国民健康保険では、被保険者の疾病の早期発見と健康維持、増進に寄与することを目的に、人間ドック・脳ドック検診の費用助成を実施しています。

人間ドック・脳ドック検診を受診されたことがない方は、一度、受けてみてはいかがでしょうか。

助成対象者

多賀町国民健康保険の被保険者で、保険税に滞納がない方(今年度、75歳になられる方は助成対象外)。

※新規申込者を優先に助成します。前年度に助成を受けられた方も先着順で受け付けますが、予算の範囲(120人程度)に達した場合は助成できない場合があります。あらかじめご了承のうえ、申し込みください。

※多賀町が実施する特定健診受診の場合はこの助成を受けられません。(脳ドックのみは除く)

助成金額

日帰り、宿泊ともに検診費用額の5割(100円未満切り捨て)

※助成額は2万円を限度とします。

申込期間

5月6日(金)~5月20日(金)の土日・祝日を除く執務時間中(8時30分~17時15分)

指定医療機関

医療機関名	人間ドックの種類
彦根市立病院	日帰りドック、宿泊ドック
彦根中央病院	半日ドック
友仁山崎病院	日帰りドック、宿泊ドック、脳ドック、日帰りドック+脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
豊郷病院	日帰りドック、脳ドック、日帰りドック+脳ドック
市立長浜病院	日帰りドック、宿泊ドック、脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
長浜赤十字病院	日帰りドック、宿泊ドック、日帰りドック+脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
湖東記念病院	日帰りドック、脳ドック、日帰りドック+脳ドック
J A 厚生連	JAドック、メンズドック、レディースドック
滋賀保健研究センター	日帰りドック、1泊ドック
近畿健康管理センター	KKCドック、ウエルネスドック

※上記以外の医療機関での受診は対象外となります。

受診期間

人間ドック利用券を受け取られた日~平成23年12月末

申し込み方法および受診方法

多賀町国民健康保険被保険者証を持参のうえ、税務住民課の窓口へ申し込みください(電話での申し込みはできません)。助成対象者を決定した後、人間ドック利用券を助成対象者に交付しますので、受診を希望される指定医療機関に直接、予約してください。(早めの予約をお勧めします。予約できずに受診を断念する方が毎年発生しています。)受診後、指定医療機関に自己負担分を支払ってください。なお、人間ドック利用券のない受診は助成対象外となります。

事後指導

指定医療機関から提供される検診結果をもとに、指導が必要な方には保健師の健康指導等を受けていただくことになります。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

平成23年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

特別徴収(年金引き落とし)の方

平成23年2月に特別徴収だった方は、4月から平成23年度保険税(料)の仮徴収が始まります。
4月・6月・8月の年金から、原則2月に徴収した額と同額を徴収します。

平成22年度	平成23年度		
本徴収 平成23年2月 (例)6,400円	仮徴収		
	4月	6月	8月
	6,400円	6,400円	6,400円

普通徴収(納付書または口座振替での納付)の方

国民健康保険税は、4月から平成23年度保険税の仮徴収が始まります。4月・6月に、前年度の保険税額を年10回の納期で割った金額を仮徴収します。

介護保険料と後期高齢者医療保険料、また、平成23年度に国民健康保険に加入された世帯の保険税については、仮徴収はありません。

平成22年度	平成23年度	
国民健康保険税額 (例)125,000円	仮徴収	
	4月	6月
	12,000円	12,000円

国民健康保険税率(平成20年度～)

区分	算定基礎	医療分 (0～74歳)	後期高齢者 支援金分 (0～74歳)	介護分 (40～64歳)
所得割	加入者の前年所得額から基礎控除33万円を控除した額	5.2%	2.0%	1.5%
資産割	加入者の該当年度分の固定資産税額(土地・家屋の部分)	13.0%	4.5%	4.5%
均等割	加入者1人についての額	22,000円	8,000円	8,500円
平等割	加入1世帯についての額	20,000円	7,300円	5,600円

介護保険料(平成21年度～平成23年度)

段階	対象者	算定基礎	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50	1,990円	23,880円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.50	1,990円	23,880円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75	2,985円	35,820円
第4段階 (基準額)	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額×1.00	3,980円	47,760円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,975円	59,700円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得額が200万円以上の方	基準額×1.50	5,970円	71,640円

後期高齢者医療保険料率(平成22年度～平成23年度)

均等割額	38,645円
所得割額	前年所得額から基礎控除33万円を控除した額×7.18%

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険(国保)への加入・脱退の届け出は必ず14日以内に!

職場の健康保険(健康保険組合・共済組合・船員保険など)、後期高齢者医療制度に加入している方、または生活保護を受けている方のほかは、すべて国保に加入することになります。

次のような時には、必ず14日以内に税務住民課の窓口へ届け出をしてください。

国保に加入する時	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた時(職場の健康保険に加入していない場合)	転出証明書、印鑑
職場の健康保険の被保険者でなくなった時、職場の健康保険の扶養家族からはずれた時	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
子どもが生まれた時	母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、印鑑

〈注意〉保険税を国保の資格を得た月から納めていただくことになります。加入の届け出が遅れると、さかのぼって納めなければなりません。

国保を脱退する時	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する時	被保険者証、印鑑
職場の健康保険の被保険者となった時、職場の健康保険の扶養家族となった時	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの)、印鑑
死亡した時	被保険者証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになった時	被保険者証、保護開始決定通知書、印鑑

〈注意〉届け出が遅れると、保険税が二重払いになってしまうことがあります。

その他	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わった時	被保険者証、印鑑
被保険者証をなくした時、被保険者証が汚れて使えなくなった時	身分を証明するもの(使えなくなった被保険者証など)、印鑑

交通事故などでケガをしたら

必ず届け出をしてください

交通事故など、他人の行為が原因でケガなどを被り、被保険者証を使って治療を受ける時は、すぐに警察に届けると同時に、税務住民課の窓口への届け出が必要となります。

医療費は加害者負担が原則

この場合にかかった医療費は、被害者に過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、国保で治療した場合、加害者が負担すべき医療費は、国保が一時立て替えて支払っています。

届け出の手順

①警察に届け出る

交通事故にあったら、すみやかに警察に届け出て「交通事故証明書」をもらいます。

②税務住民課の窓口へ届け出る

税務住民課の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

届け出に必要な書類

- 第三者行為による傷病届
- 交通事故証明書
- 被保険者証
- その他、必要書類

※全部がそろわなくても、まず届け出をしてください。

示談の前にご相談を

加害者から治療費を受け取ったり示談をすませしてしまうと、国保が使えなくなる場合があります。示談の前に、必ず税務住民課の窓口にご相談ください。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証を送付しました

平成23年4月1日から使用できる新しい被保険者証(桃色)を、3月に簡易書留郵便で送付しました。これまでの被保険者証(紫色)は、税務住民課の窓口へ返却するか、各自で確実に処分してください。

なお、保険税を滞納している世帯には、やむを得ず有効期間の短い短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付する措置をとる場合があります。納付が困難な時には、滞納をそのままにせず、お早めに税務住民課に相談してください。

また、70歳から74歳の被保険者に交付している高齢受給者証(薄橙色)のうち、「一部負担金の割合2割(平成23年3月31日までは1割)」の高齢受給者証を交付している方には、「一部負担の割合1割」の新しい高齢受給者証を、3月に簡易書留郵便で送付しました。これは、国が一部負担の1割据え置きを平成23年度も継続することを決定したためです。これまでの高齢受給者証も、税務住民課の窓口へ返却するか、各自で確実に処分してください。

なお、「一部負担の割合 3割」の高齢受給者

証を交付している現役並み所得者の方は、変更がないため有効期限まで使用できます。

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証を受け取られたら

被保険者証は、国民健康保険の被保険者であることの証明書であり、受診券でもあります。病気やけがで医療を受ける時、被保険者証(70歳から74歳の被保険者は、被保険者証と高齢受給者証)を病院の窓口へ提示すれば、年齢や収入などに応じた負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。受け取られた被保険者証、高齢受給者証の記載内容を確認のうえ、いつでも使用できるよう大切に保管してください。

なお、新しい被保険者証、高齢受給者証が手元に届いていない方は、税務住民課に問い合わせのうえ、これまでの被保険者証、高齢受給者証と身分を証明するもの(免許証やパスポートなど)持って来庁してください。

教育委員会 学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 g-ed@town.taga.lg.jp

平成23年度 多賀町育英資金奨学生募集案内

本制度は、経済的な事由により高等学校・大学等に就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。

1.奨学生の資格

町内に3年以上居住または居住する者の子弟であり、高等学校(定時制含む)、高等専門学校、専門学校、短期大学および大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の援助が必要と認められる者。

2.奨学金の給付

奨学金(月額)は、高校生(高等専門学校3年生まで)1万円、そのほかの短期大学・大学等は2万円で、4カ月分を直接本人または保護者に給付し、償還義務はありません。

3.奨学生の申請方法

希望される方は、教育委員会事務局にて必要書類(奨学生願書等)をお渡します。期間内に提出してください。自動更新ではありませんので、昨年以前から給付されている方も必ず申請を行ってください。

4.募集期間

平成23年4月11日(月)~5月13日(金)

5.奨学生の採用

多賀町育英資金運営委員会の選考を経て町長が決定し、本人あてに通知します。

※詳しくは、教育委員会事務局へお問い合わせください。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

住所が変わられたときには、届出が必要です

種類	こんなとき	届出期間	窓口にご持参いただくもの
転入届	ほかの市町や国外(※注1)から多賀町へ移られたとき	新住所に住み始めた日から14日以内	・転出証明書(旧住所地の役所で転出届出時に交付される) ・窓口に来られる人(届出人)の本人確認書類(※注2) ・届出人が本人または転入先世帯の人以外の場合は、委任状が必要 ・今ある世帯の中へ転入される場合は、世帯主の同意書が必要 ・福祉医療受給対象者は、課税証明書(1月1日現在の住所地の役所で交付してもらってください)
転出届	多賀町からほかの市町や国外へ移られるとき	転出(予定)日のおよそ14日前から転出後14日以内	・窓口に来られる人(届出人)の本人確認書類(※注2) ・届出人が本人または転出前世帯の人以外の場合は、委任状が必要 ・印鑑登録証(登録している人のみ) ・国民健康保険被保険者証(加入している人のみ) ・介護保険被保険者証(該当の人のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当の人のみ) ・福祉医療受給券(交付を受けている人のみ) ・住民基本台帳カード(多賀町から交付を受けている人のみ)
転居届	多賀町内で住所を移られたとき	新住所に住み始めた日から14日以内	・窓口に来られる人(届出人)の本人確認書類(※注2) ・届出人が本人または同じ世帯の人以外の場合は、委任状が必要 ・今ある世帯の中へ転居される場合は、世帯主の同意書が必要 ・国民健康保険被保険者証(加入している人のみ) ・介護保険被保険者証(該当の人のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当の人のみ) ・福祉医療受給券(交付を受けている人のみ) ・写真付き住民基本台帳カード(多賀町から交付を受けている人のみ)

※注1…国外からの転入には、転出証明書の代わりにパスポート、戸籍の附票(多賀町に本籍がない人のみ)が必要です。

※注2…窓口に来られる人の本人確認書類

- ①【運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など官公署が発行した書類(写真付き)】のいずれか1点
- ②ア【健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード(写真なし)、年金手帳(証書)、印鑑登録証など】のいずれか2点
- イ【学生証、法人が発行した身分証明書など】のいずれか1点と上記アのいずれか1点

※いずれも持っていない場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。

彦根市消防署 犬上分署 (電)38-3130

救急車を呼ぼうか迷ったときには、よく考えましょう

救急車は、最善を尽くして、現場に迅速に到着しようと努力しています。しかし出動の中には、残念ながら、本当に救急車が必要であったのかと疑問に思う事例もあります。たとえば、「風邪をひいたとき」「歯が痛むとき」「突き指をしたとき」といった軽い症状の場合には、本当に救急車を呼ぶ必要があるのかどうかよく考えましょ

う。また、緊急性がなく自分で病院にいける場合や定期的な通院などでは、タクシー代わりに救急車を要請することは控え、一般の交通機関を利用しましょう。本当に必要なときに、本当に必要な人が救急車を利用できるように、ご協力をお願いします。

産業環境課 (商工観光) (有)2-2012 (電)48-8118 shokan@town.taga.lg.jp

体験観光の受入先を募集します

その地域の光を見ること、それが「観光」であるといわれています。

しかし、従来の観光では、地域の本当の魅力を伝え切れていないのが現状です。

時代の流れとともに、観光に対する価値観も変わり、その地域でしかできないほんものの体験、人と人との交流を通じた感動や喜び、達成感を得られる旅の形が「体験型観光」として求められています。

多賀町には、ほかに誇れる豊かな自然、歴史や文化、農林業や商工業など、代々受け継がれてきた多くの財産があります。そして、何よりも大切な財産は、それらを守り育てる人そのものです。

多賀町では、この体験型観光を新たな地域活性化策の1つと位置づけ、魅力ある地域資源や人材を掘り起こし、新しい観光としての受入を推進するとともに、この取組を通して地域の活性

化・元気につながればと考えています。

主役は、多賀町に住んでおられるみなさんご自身です。農林業体験・農村民宿など自分のことで地域の光になってみませんか？

お問い合わせ

産業環境課
(有)2-2012 (電)48-8118 (F)48-0594



農林業体験、商工業体験、農村民宿などの受入をやってみようという方を募集します。

多賀を訪れる人々との交流を通して、地域、生業、そして、自分自身の自信と誇りを見つめ直すことができる良い機会にもなります。多賀町在住の方であれば、どなたでも、いつでもご応募いただけます。まずはご連絡ください。ご登録いただいた方には、受入にあたってのフォローや研修をさせていただきます。

産業環境課 (農業) (有)2-2030 (電)48-8117 nousei@town.taga.lg.jp

農業委員会だより

2月14日に開催された委員会の審議内容

議案第1号 農地法第3条の規定による農地所有権の移転許可申請……2件

※農地である田や畑を、売買や贈与で耕作権や所有権を変更するための申請です。

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について……2件

※他人の農地を農地以外に転用し、賃貸や売買するために必要な申請です。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定にもとづく農用地利用集積計画の決定について……29件

※所有者の農地について、貸し借りの期間を設定して耕作する制度です。

議案第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知書の受理について……2件

※所有者と借り手の方で設定した利用権を解除した旨の報告です。

報告第1号 土地利用協議書の受理について……2件

※携帯の中継施設等の設置に伴う農地転用などの協議です。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

こんにちは保健師です

禁煙のすすめ

タバコの煙にはニコチン、タール、一酸化炭素をはじめ約4000種類もの化学物質が含まれており、約40種類が発がん物質です。本人は吸わないのに、知らないうちにタバコの煙を吸わされていることを受動喫煙といい、さまざまな健康被害を引き起こします。

受動喫煙による健康影響としては肺がんや虚血性心疾患などのほか、タバコの煙を吸ったお母さんのおなかの赤ちゃんは、酸素や栄養が十分届けられず体重が少なくなることもあります。また乳児突然死症候群の原因にもなり、子どもは肺炎や中耳炎などにかかりやすくなります。さ

らに近年、子どもの発達と受動喫煙との関連を示す報告も出てきています。

換気扇の下やベランダで吸ったとしてもタバコの煙に含まれる有害物質は広い範囲に広がります。衣服についたタバコの煙が室内に流れたり、吸った人の肺から流れ出ることで子どもの尿中にもニコチンの分解物質が検出されています。

家庭内に喫煙者がいれば、子どもも将来喫煙者になりやすいといわれています。自分のためにも、家族のためにも禁煙をおすすめします。

禁煙するとこんないいことがあります！

～自分がきもちいい～

目覚めがさわやか。せきやたんが止まる。口の中がさっぱりし、味覚や嗅覚がもどる。食べ物がおいしい。

～まわりの人が喜ぶ～

カーテンや衣服、クルマなどに臭いがつかなくなり、家具や畳、カーペットなどを焦がしたり、火事の心配もなくなります。灰皿などの掃除の手間も省けるようになります。

～病気のリスクが下がる～

肺がんや心臓病などで死亡する確率が年々下がっていきます。

～お金が貯まる～

1日2箱で1年間タバコを吸うと約30万円。5年間で150万円。10年間で300万円。旅行、買い物、趣味など楽しむことができます。

タバコがやめづらいのは、意志が弱いからではありません

禁煙が難しい理由は、喫煙が「ニコチン依存」という薬物依存症の一種だからです。

タバコを吸うと、ニコチンが体内に取り込まれて脳に入り、心地よさや満足感、ストレスを解消した気分になります。しかし、この感覚はほんの一瞬で長続きせず、30分から1時間すれば集中力低下やイライラするなどのニコチン切れの症状が現われ、タバコが欲しくなります。ニコチンが再び脳に入ると、喫煙者はイライラが消失した、頭がさえる、ストレス解消に役立つ、自分にとって必要な物でやめられないと思いついてしまい、タバコに頼ってしまう習慣ができてしまうのです。

禁煙成功には「禁煙を開始する」という難所と「禁煙を続ける」という2つの難所があります。1つ目の「禁煙開始」には、禁煙治療や禁煙補助

薬といった医学的なサポートが有効です。禁煙外来に通院してきちんと治療を受けると成功率は8割ともいわれています。我慢するつらい禁煙でなく、禁煙補助剤や禁煙外来を利用して禁煙をスタートしてみましょ。ニコチン依存度が高いなどの条件を満たせば健康保険が使えます。また、禁煙を家族や同僚に宣言することも有効です。

2つ目の「禁煙継続」には冷たい水やお茶を飲む、身体を動かすなどの日常生活の工夫に加えタバコの害をイメージしてみる、禁煙してよかったことを考える、お酒の席や喫煙所などに近寄らない、楽な気持ちで禁煙を続ける、禁煙仲間と励ましあうなどで、禁煙の日をのび延ばしていきましょう。

家族のためにも禁煙を！

生涯学習課 (有)2-3740 (電)48-8123 s-ed@town.taga.lg.jp

『平成22年度 人権問題字別懇談会』報告

多賀町人権教育推進協議会 会長 野村茂太郎

10月から3月の期間、各地域において「人権問題字別懇談会」が開催されました。

これは多賀町人権教育推進協議会の役員が町職員とともに各字の集会所を訪れ、区民の方と意見交換をしながら人権意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。この活動を通して、今なお存在する部落差別をはじめとする日常生活の中にはびこる不合理な因習や偏見をなくして「人権の尊重される明るい社会」が実現されることを願っています。



今年度の教材『人権を行動する ～その時あなたは どうしますか?～』

三つのケース(「セクシュアル・ハラスメント」、「個人情報の保護」、「部落差別」)から、その時、自分なりにどのように行動できるか、できないか、そしてその理由を考える中で人権をいかに行動につなげていくかを考えます。

人権問題字別懇談会を終えて

「日々の暮らしの中にある差別を見抜き、人権の大切さを考え、住みよい多賀町を確立しよう」を目標に人権教育推進活動を展開しています。その一つである字別懇談会へ多くの方に参加していただき、ありがとうございました。

熱心に討議されている皆さんとご一緒に、改めてこの活動の重要性を痛感しています。同時に懇談会の余韻でしょうか、不思議と私を満ち足りた気持ちにさせてくれるのは「行動した勇氣」のおかげかもしれません。



ふり返れば今日まで、いろいろな出会いがありました。良きも悪きもすべてが私の「人生の糧」となっています。人権問題は「相手の対場に立ってみて「自分がされたら嫌」と感じることを相手にしないこと」の基準で行動することが解決の道と言われています。この人権教育からは「相手を思いやる心」の大切さを学びました。さらに行政側から人権問題に一生懸命に取り組んでいる町職員の存在も知りました。一緒に活動するなかで大きな力になりました。各団体が開催される研修からも多くの知識を得ています。「行動する勇氣」が自分自身の「新たな出会い」につながることを確信しました。このことを字別懇談会に参加されなかった方や人権問題を傍観している方へ伝えて、ぜひ「行動する勇氣」をお願いしたいと思います。

今年度、私は担当地区の敏満寺・一円・佐目を訪問させていただきました。人権問題への強い思いはあるのですが、うまく表現できずにいて未熟さを感じました。これからの自分自身の課題として日々、精進したいと思っています。

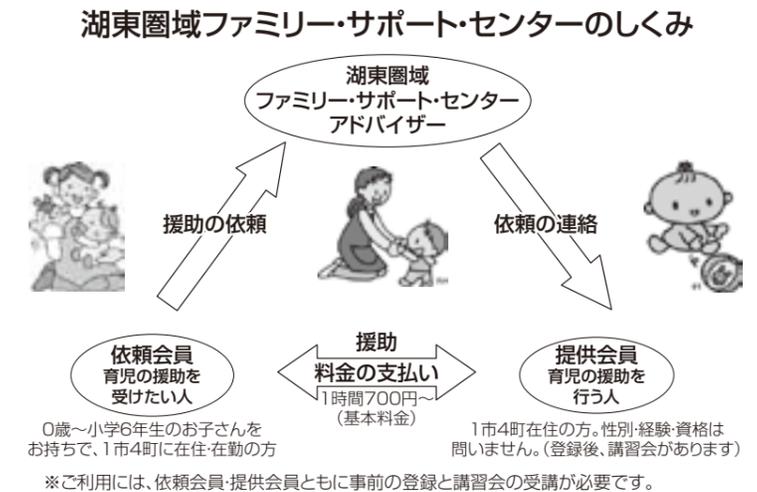
人権問題への活動に今後も町民皆様のご理解とご協力をお願い致します。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

湖東圏域ファミリー・サポート・センター

湖東定住自立圏(彦根市・多賀町・愛荘町・豊郷町・甲良町)では、広域で連携しながら次代を担う子どもたちの健やかな成長を願って子育て支援サービスに取り組んでいます。

現在、彦根市にあるファミリー・サポート・センターの利用範囲を広げ「湖東圏域ファミリー・サポート・センター」として、



ファミリー・サポート・センターって?

地域で子育ての支援をするために、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)が会員登録をして、お互いに助け合う会員組織です。

どんな援助が受けられるの?

- ・保育園や幼稚園の送迎
- ・保護者の病気や急用のとき
- ・保育園などの開始前・終了後の預かり
- ・冠婚葬祭や行事のとき
- ・学校の放課後および留守家庭児童保育後の預かり
- ・育児疲れでリフレッシュしたいときなど

提供会員って?

子どもを預かるなどの子育てのサポートを行っていただきます。これに対する報酬を受け取ることができます。

子どもが好きな方・子育て経験がある方・子育ての応援をしたいと思っている地域在住の方性別(経験・資格は問いませんが、会員登録後講習会を受けていただきます。)

依頼会員って?

0歳からおおむね12歳までの子どもがいて、子育ての応援を受けたい人(地域在住および在勤の方) 登録方法など詳しいことは、あらためてお知らせします。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

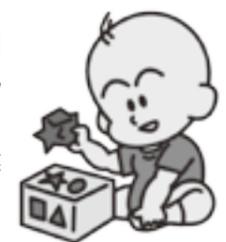
子育て支援ちょこっと情報

多賀町では、子育て家庭への応援のひとつとして満1歳までの子を養育されている方に育児用品にかかる費用の助成をしています。

紙おむつ・粉ミルクを購入された場合に一月2,000円を限度として、4月と6月に前月までの分を支給します。

該当する方は4月11日(月)までに領収書を添付して請求してください。

詳しいことは、福祉保健課へおたずねください。



多賀のゆかいな生き物図鑑 66 多賀から旅立っていきます ユリカモメ

気候も暖かくなり、田んぼに水が張られる季節になりました。この季節の田んぼは、それまで陸地だった場所に水が入ることで、大きく環境が変わります。それまで土で眠っていた生きものたちは、急いで別の場所に移り、そして水辺を求めてやってくる生きものたちは、われ先にと田んぼにやってきます。稲作という人の営みの歴史の中で、田んぼという場所は、多くの生きものにとって住みかや餌場、産卵場所として機能してきました。

ユリカモメもそんな田んぼを利用する生きものです。ユリカモメは、冬鳥として日本に飛来するカモメの仲間、琵琶湖などで比較的良好に観察できる鳥です。京都の鴨川などで飛んでいるユリカモメは、毎日琵琶湖から比叡山を越えて「通勤」しているという話が有名になっています。

この鳥を多賀町内で観察できるのは、4月から5月にかけての田植え前の季節です。ちょうどこの時期は、冬羽と夏羽のいれかわりの季節ですので、両方の姿を町内では見ることができます。冬羽は頭が白く目の後ろに小さい斑紋があります(写真1)。そして夏羽になると、頭は黒ずきんをかぶったようになり、目の周りが白く縁取られます。何かみているとペンギンのような感じですね(写真2)。

さて、このユリカモメ、田んぼで何をやっているのかというと、びっくりして出てきた昆虫やミズミズなどを食べています。ちょうどその餌を出し



▲ユリカモメの冬羽。水辺でよく見かけます。(写真1)



▲トラクターの後ろをみんなであついで歩きます。(写真3)

てくれるのが、作業中のトラクターなのです。ユリカモメにとって、トラクターは餌をくれる存在と認識しているようで、怖がりません(写真3)。見ていると不思議な光景なのですが、まさに人の営みの中でユリカモメが暮らしている姿だと考えています。

さて、この鳥たちはしばらくの間、多賀の田んぼで餌を食べて、鋭気を養うとユーラシア大陸に移動するため、大きな世界へと旅立っていきます。でも、大丈夫、きっとこの場所は覚えていきます。そして、またみなさんの前へ戻ってきます。わたしたちの前でその姿をみせてくれるでしょう。

※6年間にわたり続けてきたこの連載ですが、今回をもって終了します。長い間のご愛読ありがとうございました。この連載でみなさんが多賀町内の生きものに興味を持っていたできれば幸いです。

(金尾滋史)



▲ユリカモメの夏羽。あたまたに黒ずきんをかぶっています。(写真2)

研究発表会

研究発表会を開催しました

2月27日に、あけぼのパーク多賀の大会議室を会場に第5回多賀町立博物館研究発表会がおこなわれました。博物館の学芸員や地域の研究者、大学生などが取り組んできた調査の成果が発表され、中世のお城の話や星空観察、さらにワニの化石まで盛りだくさんの内容でした。特に今回は小学生や中学生の発表もあり、大人顔負けの成果を発表してくれました!
※発表された内容は博物館のホームページでも詳しく紹介しています。



平成23年度博物館事業

平成23年度も……

博物館ではさまざまなイベントを予定しています!

展示会(会期は変更する場合があります)

ギャラリー展「星空あおぞら八景」

～多賀の星空・あおぞら写真展～

会期■5月28日～6月19日

企画展「宮沢賢治展」～星と象の街「多賀」からイーハトーヴをもとめて～

I部会期■7月21日～8月28日

II部会期■9月3日～10月2日

夏休み自由研究展

会期■11月8日～11月27日

ギャラリー展

「星空の街・あおぞらの街 多賀」

会期■平成24年3月～

体験行事など

■ホテルを観察しよう…6月11日

■夏休み自由研究応援講座…7月18日

■多賀で学ぶ地学ツアー…10月29日

■多賀の花観察会…4月～11月の毎月第3木曜日

※このほか、音楽会や映画会、朗読会、講演会なども予定しております。詳細は、あらためて「広報たが」でお知らせします。

第2回 親子ペットボトルロケット大会

親子でペットボトルロケットを作成し、飛距離や目標到達の正確さを競います。

日時■5月4日(水) 9時30分～13時

会場■あけぼのパーク多賀と特設発射場

対象■小学生とその保護者の方(定員20組)

申し込み■電話あるいは博物館のカウンターで直接お申し込みください。

観察会

多賀の花観察会 ～平成23年度第1回～

日時■4月21日(水) 10時～12時

集合■9時30分あけぼのパーク多賀駐車場

※ハイキングのできる服装でご参加ください。高取山ふれあい公園周辺の森を散策しながら

春の草花を観察します。コバノミツバツツジやオオイワカガミなど、春の可愛い花たちに出会えるかも?

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 tosho@town.taga.lg.jp

応援団・サークル活動日

「多賀町立図書館応援団」活動日

CD・本のカバーかけや修理、書庫の整理などをします。

日時■4月16日(土) 13時30分～
(毎月第2土曜日)

場所■図書館内

読書会

一緒に文学の世界を楽しみませんか。

日時■4月6日(水) 10時～(毎月第1水曜日)

活動場所■2階 小会議室

対象■大人

子どもの本のサークル「このゆびとまれ」

子どもの本について学んだり、「おはなしのじかん」を行っています。特別な知識や技術はいりません。お子さん連れでも参加していただけます。

日時■4月2、16日(土) 13時30分～
(毎月第1・3土曜日)

場所■2階 大会議室

ドリームサークル

おはなし会用の作品づくりなどを行っています。
(毎月第1土曜日)

随時、各メンバー募集中!! 詳しくは図書館までお問い合わせください。

2010年国民読書年

「紹介してください あなたのオススメの一冊」の紹介

先月号にひきつづき昨年10月～12月に募集させていただいた、皆さんのオススメの一冊をご紹介します。

書名	著者名	紹介者氏名	年齢	性別
群青の湖	芝木 好子	木村 泰崇	53歳	男

紹介文■芝木さんの「群青の湖」は、私たちが住み暮らす近江の地を舞台としていて、そしてヒロインのモデルも近江八幡出身の染織家、志村ふくみさんです。長編小説ですが、読み出したら止まらなくなり徹夜して、いっせいに読んでしまった記憶があります。湖北の描写が印象的です。講談社 B 913.6シバ

書名	著者名	紹介者氏名	年齢	性別
センス・オブ・ワンダー	レイチェル・カーソン	大杉庸紫子	69歳	女

紹介文■何かにおどろく。とまどう力を豊かにもっている(=センス・オブ・ワンダー)ことは、生きていく上に出会う山の如き困難の中で、充足し喜びをもって人生を送ることだ。との著者の思いが直接に伝わる優しい本 新潮社 404

書名	著者名	紹介者氏名	年齢	性別	
歎異抄をひらく	1万年堂出版 188.74	高森 顕徹	棚池 きみ	71歳	女
光に向かって 花いっぱい散歩道	1万年堂出版 188.74				
光に向かって 100の花束	1万年堂出版 188.7				
光に向かって 123のこころのタネ	1万年堂出版 188.7				

紹介文■この書に出合って10年あまりになります。少しずつではありますが、自分をしっかりと見つめ反省の心の大切さ、物の考え方、目的が有ることを教えていただきました。

書名	著者名	紹介者氏名	年齢	性別
歎異抄をひらく	高森 顕徹			

紹介文■先祖代々、浄土真宗で「歎異抄」の名は、知っていましたが、難しく……。でもこの本は、スッキリ分かる解説で、座右の書です。1万年堂出版 188.74

書名	著者名	紹介者氏名	年齢	性別
光に向かって 100の花束	高森 顕徹			

紹介文■仏教って難しいと敬遠していました。でもこの本は、スーッと読んで元気が出てくる。私の人生を明るく照らす一冊です。1万年堂出版 188.7

映画会

アニメ『ドラえもん のび太の恐竜』

日時■4月23日(土) 14時30分～(94分間)

場所■2階 大会議室

おはなしのじかん

日時■4月2日、9日、16日(土)15時～

場所■おはなしのへや

※第1・3土曜日は子どもの本のサークル「このゆびとまれ」そのほかは図書館司書がおこないます。

子ども読書の日行事

「お母さんがつくった ひとつだけの絵本展」

日時■4月23日(土)～5月15日(日)

場所■対面朗読室

出展■城貝 友美さん(多賀町在住)

第53回こども読書週間

標語■「友だち100冊つくるんだ」

期間■4月23日(土)～5月15日(日)



ペットボトルでつくる手づくりおもちゃ

日時■4月30日(土) 15時～

場所■図書館内

対象■子ども(乳幼児)とその保護者

申し込み■4月2日(土)10時～

先着順(電話申込み可)

蔵書点検へのご協力、ありがとうございました

2月16日(水)～25日(金)までの蔵書点検にご協力いただき、ありがとうございました。期間前より多数の方にお手伝いいただき、13万点近くの資料の点検を無事に終えることができました。応援に来てくださった神鳥さん、西澤明さん、西澤たさん、平木さん、宮嶋さん、宮野さん、山本忍さん、山本崇さん、他皆さん本当にありがとうございました。(五十音順)



施設利用について

図書館内の対面朗読室も利用していただけます。個人やグループでの、作品や活動の発表の場としてご利用ください。希望される方は、図書館までお問い合わせください。

あけぼのパーク多賀

4月の休館日

■…休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※28日は月末整理のため休館です。

5月の休館日

■…休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ゴールデンウィークも休まず開館しています。
※6日は祝日の翌日のため、26日は月末整理のため休館です。

移動図書館さんさん号 4月・5月の巡回

Aコース(大滝)第1・3金曜日		Bコース(多賀)第2金曜日
4月1日、15日(金) 5月6日、20日(金)		4月 8日(金) 5月13日(金)
12:50～13:30 大滝小学校		13:00～13:35 多賀小学校
4月1日(金) 5月6日(金)	4月15日(金) 5月20日(金)	14:00～14:30 多賀幼稚園
14:00～14:30 多賀清流の里	15:00～15:30 川相 (「皆様の店くぼ」さん)	14:40～15:10 犬上ハートフルセンター
15:00～15:30 藤瀬 (草の根ハウス前)		
15:50～16:20 たきのみや保育園		15:55～16:25 多賀ささゆり保育園

※利用カード、本ともに図書館と共通です。天候等の都合で巡回中止になる場合があります。
※返却日は、次の巡回日です。団体貸出の場合は、1ヵ月後となります。
※藤瀬は第1金曜日のみ、川相は第3金曜日からの巡回です。
※多賀清流の里は第1金曜日からの巡回になります。

B&G海洋センター(有)2-1625 (電)48-1625 b-g@town.taga.lg.jp

町民ソフトボール大会参加チーム募集!

5月上旬に、多賀町民グラウンドにおいて、多賀町軟式野球連盟運営による町民ソフトボール大会を開催します。この大会に優勝されたチームは、6月に開催される県民体育大会犬上郡予選に、多賀町代表として出場していただきます。多賀町在住・在勤の方で、

他町の県体予選に参加しない方であれば、どなたでもご参加いただけます(高校生以下の学生は不可)ので、ふるってご参加ください。詳しくは、回覧等を見ていただくか、体育協会事務局(海洋センター内)までお問い合わせください。

ちびっこ体操教室終了😊/

平成22年度「ちびっこ体操教室」が終了しました。町内の幼稚園・保育園年長児19人が元気に参加され、専門の指導者によるとび箱・マット運動・平均台などの基本技術を楽しく学びました。最終回では発表会を実施し、参加者は教室の成果をご家族の皆さんの

前で元気よく発表してくれました。子どもの体力低下、運動不足が問題視される昨今ですが、社会教育課では子どもたちのスポーツに対する意欲や気力などの精神面を充実させるため、これからもスポーツに親しむ機会を提供していきたいと考えます。



4月12日(火)よりナイター利用スタート!

町民グラウンド(町内料金)

区分	利用時間	使用料	照明料
早朝	6:00~8:00	700円	1,250円/30分
午前	9:00~12:00	1,500円	
午後	13:00~17:00	2,000円	
前夜	17:00~19:30	1,000円	
後夜	19:30~21:30	1,000円	

※照明料の発生時間は日没時刻によって変動します。
※町外の方の使用料はこの料金の1.5倍です。

町民テニスコート(町内料金)

区分	利用時間	使用料	照明料
全日	09:00~21:30	600円/1時間	150円/30分

体育指導委員かわらばん

快眠と運動

ポカポカと暖かく過ごしやすい季節になりました。そこで今回は、快眠に効果的な適度な運動の種類やタイミングについてお伝えします。

まず運動の内容ですが、有酸素性運動と柔軟体操(ストレッチなど)では、どちらも睡眠への自覚的な満足度を高める効果があります。特に有酸素性運動では睡眠の質が改善される効果があります。また、筋力トレーニングよりも有酸素性運動の方が寝つきを良くしたり深い睡眠を増やしたりする効果があります。運動をおこなう時間帯は午前よりも午後が適しています。夕陽を浴びながら自分の体力に合わせてウォーキングやジョギング、散歩などを軽くおこなうと睡眠に効果的です。みなさん、ぜひお試しください。

体育指導委員 集治真司



B&G海洋センター(有)2-1625 (電)48-1625 b-g@town.taga.lg.jp

杉の子まつりのお知らせ

日時■5月14日(土) 10時~14時

場所■杉の子作業所および林業会館

内容■【販売】花苗・たこ焼き・焼きそば・炊き込みご飯・フランクフルト・ジュース・焼き菓子(ケーキ・クッキー)

【出し物】杉の子利用者による歌の発表(10:30~11:00) / パルーンアート(11:30~12:00) / 杉の子利用者による歌の発表(13:00~13:30)

【フリーマーケット】5ブース募集……交流を目的とするため、場所代はとりません。

※フリーマーケットに出店していただけの方は、杉の子作業所までご連絡ください。

【締切】…4月15日

お問い合わせ

杉の子作業所
(有)2-3972 (電)48-2143

あるいてまろう「多賀三社まいり」

胡宮神社・大滝神社・多賀大社を歩いて参ってみませんか?春のそよ風を楽しみながら、心地よいウォーキングを楽しんでください。

日時■5月1日(日) ※小雨決行
9時15分 集合
9時30分 出発

集合場所■近江鉄道多賀大社前駅

行程■多賀大社前駅→飯盛木→胡宮神社→榎崎古墳→大滝神社→梨の木→博物館→多賀大社→多賀大社前駅(全約14km)

お問い合わせ

多賀町観光協会
(有)2-1553 (電)48-1553

第1回滋賀県警察官(A・大卒程度)採用試験

滋賀県警察本部では、警察官を募集しています!

日時■第1次試験 5月8日(日)
試験区分 / 採用予定人数
男性A……57人程度

女性A……6人程度
昭和56年4月2日以降に生まれた男女で、4年生大学を卒業または卒業見込みの方を対象としています。
詳しくは、滋賀県警察ホームページ
<http://www.pref.shiga.jp/police/>
をご確認ください。

お問い合わせ

(電)0120-204-314

身体障害者等の方に対する軽自動車税の減免について

心身に障害のある方のために使用されている軽自動車について、一定要件のもとで軽自動車税の減免が適用できます。毎年申請をする必要がありますので、詳しくは多賀町役場税務住民課までお問い合わせください。

税務住民課

(有)2-2041 (電)48-8113
※軽自動車以外の自動車税の減免につきましては下記までお問い合わせください。
滋賀県東北部県税事務所湖東納税課(彦根)
(電)27-2206
または、自動車税事務所(守山)
(電)077-585-7288

「太陽光発電の余剰電力買取制度」ご負担のご説明

家や事業所などにおいて太陽光で発電された電気のうち、使わなかった電気の買取りを電力会社に義務づける「太陽光発電の余剰電力買取制度」がスタートしています。買取りに必要な費用は、「太陽光発電促進付加金」という項目で、電気料金の一部として、電気を使うすべての方に負担をお願いしております。

標準家庭(※1カ月の電気使用量が約300kWhの場合)のご負担額は、月に3~21円程度となり、ご負担額は、太陽光発電の普及のために使われます。(太陽光発電導入数は制度実施前と比べ約3に倍伸びています)
今後のさらなる太陽光発電の普及・拡大を、国民全体で支援するために、

本制度へのご理解をお願いいたします。

お問い合わせ

経済産業省 資源エネルギー庁
再生可能エネルギー推進室
■3月~5月
(電)0570-057-333
※PHS・IP電話からは
(電)03-5520-5500
■6月以降
(電)03-3501-1511
(内線)4455~4458

滋賀県暴力団排除条例制定

このたび、滋賀県議会において「滋賀県暴力団排除条例」が制定され、本年8月1日から施行されることになりました。

暴力団の排除に関しては、警察、行政、企業、県民が一体となった施策を推進して、県民総がかりの暴力団対策を展開することがきわめて重要であり、県民の皆さんについても、「暴力団を利用しない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団と交際しない」という本条例の基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「もんぜん市」開催日

町内で採れた安全でおいしい野菜や花などを販売します。ぜひお立ち寄りください。
営業日■4月2日、9日、16日、23日、30日
営業時間■9時30分~12時
場所■もんぜん亭
毎週土曜日開催!

よろず相談

今月の相談日■4月18日(月)
来月の相談日■5月16日(月)
時間■いずれも9時~11時30分
場所■多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」ボランティア室

相談・健診・予防接種・ひろばの案内

相談等

すくすく相談

5月17日(火) 10:00~11:00
子どもの健康、子育て等について受け付けています。

すこやか相談

5月16日(月) 10:00~11:00
ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。

健診等

4カ月児健診(離乳食教室)

5月2日(月) 13:00~13:15
H22年12月生まれの乳児

10カ月児健診

5月2日(月) 13:15~13:30
H22年6月生まれの乳児

1歳6カ月児健診

5月11日(水) 13:00~13:15
H21年10月生まれの乳幼児

予防接種

BCG

5月10日(火) 13:45~14:00
生後3~6カ月未満児でBCGが未接種の乳児

三種混合

生後3~90カ月の乳幼児
1期初回:3~8週間隔で接種
1期追加:3回目接種日から、1年後に1回接種
実施日 ※いずれも予約制
小菅医院多賀診療所 5月11日(水) 11:30~
町内ほか2医院、町外4病院は1年中実施
※「予防接種手帳」を必ずお読みください。

日本脳炎

1期初回:1~4週間隔で2回接種
1期追加:2回目接種日から概ね1年後に1回接種
対象■6カ月~7歳6カ月未満(標準3~4歳)
2期:1回接種
対象■9歳~13歳未満(標準小学4年生に相当する年齢)
実施日 4病院で一年中実施 ※いずれも予約制
※「予防接種手帳」を必ずお読みください。
■各健診や予防接種には、必ず母子健康手帳・質問票または予診票をご持参ください。■1歳6カ月児を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。
■10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。

ふれあいの郷トレーニング室

トレーニング室でああなたの健康づくり!

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で「体力測定」を開催中。握力、閉眼片足立ち(バランス性)、長座体前屈(柔軟性)等を実施します。中高年の方にもご利用いただける運動機器もありますので、ぜひ健康づくりにお役立てください。

なお、はじめてトレーニング室を利用していただく方は、初回に利用講習会を受講していただく必要があります。利用講習会を受講していただかないと、体力測定は受けられません。

子育て支援センター ひろばの案内

わくわくランド

月曜日~金曜日 9:00~13:00
ささゆり保育園の2階の部屋を開放しています。子ども同士、親同士が遊んだり、語りあったりするのに利用してください。(下記広場以外)

ここに広場

5月はみんなでクッキー作りをしたあと、天気がよければ外で遊びます。
詳しくは5月のにっこりメールをご覧ください。



お話しポケット

5月17日(火) 10:00~
場所 子育て支援センター
親子で絵本・紙しばいなどお話しに親しむ集いです。

おしゃべりデー

5月24日(火) 10:00~11:30
場所 ささゆり保育園
子育ての仲間が集って、気楽にワイワイしゃべって子育ての情報交換をしましょう。

■子育て相談は、随時行っていますので、お気軽に来所していただくか、お電話ください。
子ども家庭応援センター
(有)2-8137 (電)48-8137

4月の体力測定および利用講習会日程

Table with 2 columns: Date, Time, Activity. 23日(土) 13:30~14:30 体力測定, 15:00~16:00 利用講習会

トレーニング室利用時間■10:00~20:30 利用できない日■毎週日曜日、第2・第4月曜日(第2・第4月曜日が祝日の場合、翌日が休みとなります)
利用対象者■18歳以上の方 利用料■町内在住・在勤の方200円、町外の方300円 その他■運動のできる服装・運動靴・タオルをご用意ください。

多賀やまびこクラブ事務局 (B&G海洋センター内) (有)2-1115 (電)48-1115 yamabiko@pcm.ne.jp

こんにちは!多賀やまびこクラブです

春が来た~♪春が来た~♪ 先日、会員募集の要項を折込させていただきましたが、ご覧いただけましたか?多賀やまびこクラブは、多賀の四季折々を楽しめる、皆さんの身近なスポーツクラブです。

只今、多賀B&G海洋センター事務局にて入会手続きを受付中です!

平成23年度募集内容

- バドミントン■9:30~(水)19:00~(金)
卓球■19:00~(金)
フリーピンポン■13:30~(火)
スポーツキッズ■小学1・2年生
ソフトテニス教室■小学3~6年生
サッカー教室■小学1~3年生

- 野球入門■小学1・2年生
ダイエットヨガ教室■19:30~
太極拳教室■19:30~
フィットネスフラ教室■新開講
キッズビクス教室■年中児~小学6年生

詳しくは、募集要項をご覧ください。
スタッフ一同お待ちしております!!

〈事務所開館日〉火曜日~土曜日/9時~17時(祝祭日の翌日はお休みします)

おたのしみクイズまちがいさがし



問題

左右のイラストをよ~く眺めてください。いくつか違う部分があります。何カ所あるでしょうか?

- ① 1カ所 ② 3カ所 ③ 5カ所

答えがわかったら▶官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を企画課までお送りください。Eメール・有線FAXでもOKです。

おめでた・おくやみ

生まれました!

- ☆奥居 七海(崇良・彩加)
☆石井 遥翔(崇義・陽子)
☆菅森 悠斗(隆史・尚美)

おくやみ申し上げます

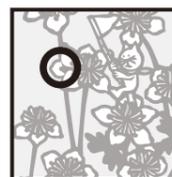
- ◆吉田 藤夫 83歳
◆岸本 春一 83歳
◆吉川 滋 87歳

結婚しました!

- ♥西村 友一
安藤 舞 (敬称略)

先月号の答え

- ① 1カ所
でした



ひとのうごき

平成23年2月末現在
()内は前月比

Table with 2 columns: Category, Value. 人口 7,979人 (-5), 男性 3,798人 (-4), 女性 4,181人 (-1), 世帯数 2,676世帯 (±0)



www.tagatown.jp

広報たが4月号 発行■多賀町役場 編集■企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 0749488-22 毎月発行

▼携帯電話からも「たがのホームページ」が見られます。このQRコードを携帯電話で読み取ってご覧ください。



多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたくしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

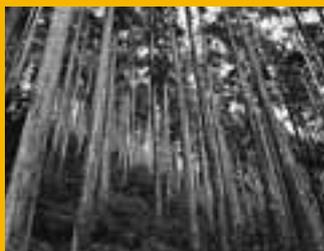
昭和53年11月10日制定



ウグイス

[Cettia diphone]

町の鳥



スギ

[Cryptomeria japonica]

町の木



ササユリ

[Lilium japonicum]

町の花

4月の時間外交付

8^(金)日 と 22^(金)日

19時まで受付します。

税務住民課(住民) 南2-2031 電48-8114

編集後記■来月号から、より見やすく、読みやすい広報を目指して広報のレイアウトを変更します。今後ともご愛読をよろしくお願ひします。

kikaku@town.taga.lg.jp (し)

「広報たが」についてご意見などありましたら上記アドレス(企画課)にメールをお送りください